

育児・介護休業法の改正ポイント

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、**育児期の柔軟な働き方**を実現するための措置の拡充や**介護離職防止**のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正がなされ、**令和7年4月に続き、令和7年10月**にも施行されます。

令和7年4月施行の改正内容

1 子の看護休暇の見直し

- ・対象となるお子さんの年齢を施行前の小学校就学前から**小学校3年生修了**までに拡大
- ・取得理由に施行前の病気・けが、予防接種・健康診断に**入園（入学）式、卒園式、感染症による学級閉鎖等**を追加
- ・勤続が**6か月未満の労働者**にも適用
- ・名称を子の看護**等**休暇に変更

2 所定労働の制限（残業免除）の対象拡大

- ・残業免除の請求が可能な対象者が施行前の3歳未満のお子さんを養育されている労働者から**小学校就学前のお子さんを養育する労働者**までに拡大

3 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワークを追加

- ・3歳未満のお子さんを養育する労働者が選択できる代替措置に施行前の育児休業に関する制度に準じる措置・始業時刻の変更等に**テレワーク**を追加

4 育児のためのテレワーク導入

- ・3歳未満のお子さんを養育する労働者が**テレワークを選択できるよう事業主に努力義務化**

5 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

- ・育児休業取得状況の公表義務が施行前の1,000人超の企業から**300人超**の企業に拡大

6 介護休業を取得できる労働者の要件緩和

- ・勤続が**6か月未満の労働者**も介護休業が取得できるように変更

7 介護離職防止のための雇用環境整備

- ・事業主は、介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるよう、以下の4つの措置のいずれかを講じなければなりません

- ①介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（**相談窓口整備**）
- ③労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例収集・提供**
- ④労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

8 介護離職防止のための個別の周知・意向確認

- ・介護に直面した旨の申出をした労働者に対して**介護休業制度等の説明と利用の意向の確認を個別**に行うこと
- ・介護に直面する前の早い時期（40歳等）で介護休業制度等に関する情報提供

9 介護のためのテレワーク導入

- ・要介護状態の対象家族を介護する労働者が**テレワークを選択できるよう事業主に努力義務化**

令和7年10月施行の改正内容

1 柔軟な働き方を実現するための措置等

- ・事業主は、3歳から小学校就学前のお子さんを養育する労働者に関して、以下の**5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択**して講ずる必要があります。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。
 - ①**始業時刻等の変更**：次のいずれかの措置（一日の所定労働時間を変更しない）
 - ・フレックスタイム制
 - ・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）
 - ②**テレワーク等**：一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
 - ③**保育施設の設置運営等**：保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの（ベビーシッターの手配および費用負担など）
 - ④**養育両立支援休暇の付与**：一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの
 - ⑤**短時間勤務制度**：一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

注：②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

- ・3歳未満のお子さんを養育する労働者に対して、お子さんが3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として選択した制度に関する**周知と制度利用の意向の確認を、個別**に行わなければなりません。

2 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

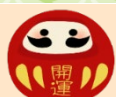
- ・事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者のお子さんが3歳になるまでの適切な時期に、お子さんや各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、職員の意向を個別に聴取しなければなりません。
 - ①**勤務時間帯**（始業および終業の時刻）
 - ②**勤務地**（就業の場所）
 - ③**両立支援制度等の利用期間**
 - ④**仕事と育児の両立に資する就業の条件**（業務量、労働条件の見直し等）
- ・事業主は、聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

具体的な配慮の例

 - ・勤務時間帯、勤務地にかかる配置
 - ・両立支援制度等の利用期間等の見直し
 - ・業務量の調整
 - ・労働条件の見直し 等



5月・6月の活動報告



☑ 個別支援・相談対応 < 7 件 >

和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間：平日9時～17時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く）

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします